

い」という指摘に対して「書く行を間違えた」とか「書類が進化した」などと言われてきましたが、書類上にある「地元町内会の久米連合町内会」での聞き取り調査の結果、久米連合町内会の各支部長、そして久米地域の各町内会長、その中に「領家町内会を含む」各町内会長の会議で、地元町内会としては「久米連合町内会」と決め、領家町内会は、できる施設の隣であるため、周辺町内会として、領家町内会長は、役員会や総会で申請すること」を相談することなく、自分の判断で署名捺印をしたとのことでした。

領家町内会では、書類を提出した後、平成十九年一月二十一日に、臨時町内会総会で「申請すること

に同意」したこととなっています。これらのことを総体的に判断しますと、旧久米町が合併により、津山市の西のまち」となり、久米連合町内会としては「西のまちづくり」の一つの布石として新ごみ処理施設建設を位置付け、申請されたことが明らかになりました。

申請書類の上からも、周辺町内会「領家町内会となっており、同じという時に使用する記号の、」として、中北下町内会の名前が書かれており、絶対に「書く行を間違った」とか「領家が申請者本人として申請をした」とかではないと断定できません。

この申請書類が、クリーンセンター事務局において整理されて、適地選定委員会へ「公募に応じた



九つの地域のまとめ書類」として、三ページで紹介していますが、地元町内会の欄には、領家町内会と久米連合町内会の二つの「名前」が書き込まれていました。

当委員会ではこの行為について、

論議の過程の中で「私文書偽造行使の罪」になる危惧もあるのではないかとの意見もありましたが、論議の結果「重大なミス・間違いがある」との認識で一致しました。申請をした地域の責任ではないが、受け付けた行政のミスです

もちろんこの結論は、申請した地域の皆さんにミス・間違いがあるということでは絶対ではありません。この書類を受け付けた「行政の姿勢」にミス・間違いがあると指摘を特に強く申し上げておきます。

申請書類が公募の条件に合致するように「書き直し」などの措置を求めるべきであったということです。